

令和3年度 第1回

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和3年8月4日（水）

場所：おかやま西川原プラザ

本館 第1会議室

岡山県保健福祉部障害福祉課

目 次

◎協議・報告	(頁)
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像	… 1
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（官報）	… 2
○医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）	… 5
○令和3年度 岡山県における医療的ケア児支援のための取組（概要）	… 8
○防災計画関係資料（危機管理課 提出資料）	… 11
○福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定のポイント等（保健福祉課 提出資料）	… 20
参考資料	
・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領（平成31年3月1日施行）	… 33
・岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿	… 35
・令和2年度第2回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要（要旨）	… 36

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
→医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
→安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等とともに教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援 措置	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
	○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う） ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等	○保育所における医療的ケア児その他の支援 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置 ○学校における医療的ケア児その他の支援 →看護師等の配置

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日（公布日：令和3年6月18日 施行日：令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第八十一号

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策（第九条―第十三条）
- 第三章 医療的ケア児支援センター等（第十四条―第十八条）
- 第四章 補則（第十九条―第二十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となつていくことに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もつて安心して子どもを生み、育てることができるよう社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第三項及び第十四条第一項第一号において同じ。）に在籍するものをいう。次条第二項において同じ。）をいう。

（基本理念）

第三条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない。

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。第十条第二項において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならない。

5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）のつとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有する。

第五條 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

(保育所の設置者等の責務)

第六條 保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の設置者、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の設置者又は学校教育法第一条に規定する幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（児童福祉法第六條の第三項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項及び第九條第二項において同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用して医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

第七條 学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

第八條 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策**(保育を行う体制の拡充等)**

第九條 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充を図られるよう、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の「子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」

第十條 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十一條 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする支援を受けた生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

第十二條 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようになるため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

第十三條 国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第十四條 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

第三章 医療的ケア児支援センター等

第十五條 医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

第十六條 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

第十七條 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

第十八條 都道府県知事は、第一項に規定する業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(秘密保持義務)

第十九條 医療的ケア児支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

第二十條 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

第二十一條 前項の規定により立ち入調査又は質問を受ける職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二十二條 第一項の規定による立ち入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第四章 補則

(広報啓発)

第十九条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発等の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 菅 義偉

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS)

- ・ 医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に、救急医）が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステム。
- ・ 医療的ケア児等は、原疾患や心身の状態が様々であり、遠方で緊急搬送等された際にも速やかに医療情報の共有を図る必要があることから、平成28年度に調査研究を開始（検討会構成員：東京大学大学院医学系研究科教授、小児救急科医長、重症心身障害児保護者団体会長等）。
- ・ 令和元年度～システム開発、令和2年5月からプレ運用開始、令和2年7月から本格運用開始。

(※) MEISのHPから登録申請書がダウンロード可能。



MEIS : Medical Emergency Information Share の略称

クラウドを使い全国どこでも共有

● 救急医療情報の共有

- ・ 基本情報や診察記録から、救急に必要な情報を選択しておけば、救急にあたる医師が、全国どこからでも患者の救急医療情報の確認が可能となる
- ・ 暗号化通信により、共有される情報は暗号化され、AIを活用し世界から来る標的型セキュリティ攻撃を防御するなど、政府セキュリティ統一基準に適応した、安全な情報共有を可能とする



医師・患者がデータを共有

● 医師（代理入力も可能）、患者家族が相互に情報を入力

- ・ 血液型、緊急連絡先のほか、アレルギー、患者家族の願い・意向等は患者家族が記載
- ・ 処方薬、人工呼吸器の詳細情報などの医療情報は医師が記載
 - ※ 医師が記載できない場合、患者家族が記載し、医師が確認
 - ※ 医療に係る情報は医師の確認の有無を表示

検査画像を共有

● 画像やケア情報も共有

- ・ 検査やケアの様子や発作時の状態などの画像の取り込みも可能
- ・ 取り入れてほしい姿勢などのケア情報も記入可能（⇒入院時のケアにも有効）

①申請

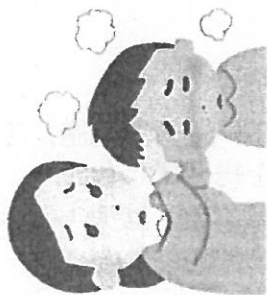
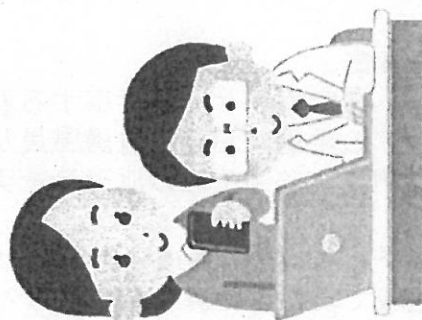
主治医に、利用希望を伝え、申込み書に、主治医情報を書いていただく



③診療情報登録

④救急サマリー作成

主治医やかかりつけ医と相談し、基本情報や診療情報から救急サマリーを作成する



②基本情報、ケア記録登録

本人情報、緊急連絡先、障害の状態、常用薬などの、基本情報や、日々のケア記録を入力

⑤救急サマリーの利用

救急時に、救急サマリーを確認し、適切な治療を行う

1 障害福祉課の取組

- （１）重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業（一部委託実施）【平成26年度～】
地域バランスのとれた短期入所の環境整備・充実を総合的に促進し、医療的ケア児等（重症心身障害児者等を含む）とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。

① 短期入所サービス拡大促進事業

市町村と協働し、短期入所サービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を促進

② 短期入所事業所施設開設等支援事業

重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備又は備品購入の経費の一部を補助し、短期入所事業所の緊急時の受け入れ対応の機能強化

③ サービス職員研修等事業

重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を実施

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（委託実施）【平成29年度～】

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成

⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業【平成29年度～】

喀痰吸引等研修（第1号研修及び第2号研修）の受講の際に必要な代替職員の確保等に係る経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性向上を促進

2 医療推進課の取組

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業（社会福祉法人への委託事業）【平成 25 年度～】

医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。

① 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定

医療的ケア児の現状把握（対象者のニーズ、利用可能な資源等）及び在宅療養に必要な情報提供の仕組みづくり 等

② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討

小児科医と連携し、小児在宅医療を考える研修会を開催、小児科をもつ医療機関に対し福祉サービスの研修会を開催 等

③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携

短期入所事業所連絡会 等

④ 地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進

ヘルパーステーション研修会 相談支援専門員研修会

児童発達支援センター・児童発達支援事業所との連携会議・研修

⑤ 患者・家族の個別支援

専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援を実施

⑥ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減

長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会

学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会 等

(2) 小児訪問看護拡充事業（訪問看護ステーション連絡協議会への委託）【平成 30 年度～】

小児訪問看護に関する基礎的知識・技術を学ぶ研修会・相談会を開始し、看護職員が多様なニーズをマネジメントできることを目指す。

・小児訪問看護研修会

小児の成長発達、特徴的な疾患、子どもが学ぶ意味、親子・家族関係、看護技術、社会保障制度等に係る研修会を実施

3 子ども未来課の取組

(1) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備

・医療的ケア児保育支援事業

保育所・認定こども園等において、医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケアを行うために必要な研修を受講した保育士や看護師等の配置など、医療的ケア児の受入れ体制整備に対する助成を実施

(2) 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備

・放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業：医療的ケア児受入れの場合）

放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護職員の配置やたん吸引等研修受講のための代替職員の配置など、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に対する助成を実施

4 特別支援教育課の取組

(1) 医療的ケア充実事業【平成20年度～】

特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

① 医療的ケアに係る運営協議会（年1回）

学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議

② 医療的ケア新規担当教員研修（基礎研修会は年2回、実地研修会は年4回）

看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施

③ 医療的ケア指導医派遣事業

急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため指導医を派遣し、問題点の整理や手技の指導等を実施

さらに、市町村教育委員会等からの要請により、医療的ケア児が在籍する市町村や学校等に対して指導医を派遣し、実施体制整備の方法等について支援を実施

④ 医療的ケアに関する看護師研修

特別支援学校における医療的ケア先進県から講師を招聘したり、訪問看護ステーション等と連携し、専門性の高い看護師を校内研修に招聘したりするなど、県立特別支援学校に配置する看護師に対する研修機会を提供

- ・看護師全体研修会（年1回）
- ・看護師校内研修会（年3回）

令和3年度地区防災計画等作成モデル事業について

1 事業の概要

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、河川氾濫や津波等で浸水が想定される区域や、土砂災害警戒区域がある地区において、モデル事業として、県が市町村の地区防災計画又は避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援する。

モデル事業の推進に当たっては、県及び市町村で協議会を設置し、計画作成の過程やノウハウ等を共有し、計画作成が全県的に広がるよう取り組む。

2 モデル地区

- ・地区防災計画：笠岡市金浦地区、和気町宮田地区
- ・個別避難計画：矢掛町美川地区

3 スケジュール（案）

- ・令和3年 4月 全体会議（第1回協議会）の開催
- 6月 全体会議（第2回協議会）の開催
- 7月 活動開始
- ・令和4年 1月 地区防災計画又は個別避難計画完成（成果品）
- 2月 全体会議（報告会）の開催

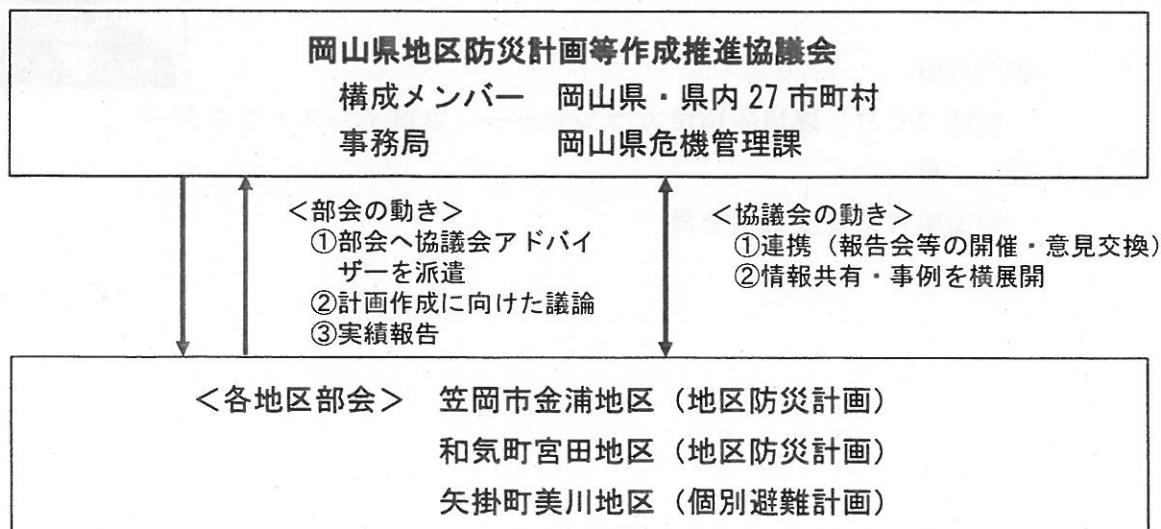
4 事業の進め方

各モデル地区において、防災及び福祉の専門家等の協議会アドバイザーのアドバイスを受けながら計画を作成するとともに、協議会の全体会議において情報共有等を図り、全市町村での横展開を目指す。

進め方としては、各モデル地区に協議組織となる部会を設け、地域住民をはじめ、防災・福祉専門家、福祉団体、民生委員、市町村（防災・福祉担当課）、県民局（防災・福祉担当課）など、多様な主体の参画や連携により、地域住民等による主体的な計画作成の取組を支援する。

なお、他市町村については、計画作成の過程やノウハウ等を共有するため、オブザーバーとしての参加を想定している。

◆協議会全体イメージ



令和3年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会アドバイザー（防災）

○国立大学法人香川大学

四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構

地域強靱化研究センター 特命准教授 磯打 千雅子



専門分野

地域防災、危機管理、事業継続計画（BCP）、地域継続計画（DCP）

委員

内閣府地区防災計画アドバイザーリーボード委員

地区防災計画学会理事

日本災害情報学会企画委員会委員 等

○日本防災士会岡山県支部

支部長 神田 敬三



専門分野

地域防災力向上、自主防災組織支援、地区防災計画支援、

災害ボランティア、企業防災、事業継続力強化計画、事業継続計画（BCP）

委員

高梁市地域防災力向上委員会委員

○城西まちづくり協議会（津山市）

事務局長 佐々木 裕子



専門分野

地域づくり、環境省環境カウンセラー、食育インストラクター

委員

岡山県食の安全推進委員

令和3年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会アドバイザー（福祉）

○駒澤大学

文学部社会学科 社会福祉学専攻

教授 ^{かわかみ}川上 ^{とみお}富雄

（公益社団法人岡山県社会福祉士会）



専門分野

地域福祉（住民参加、地区社協や民生児童委員の活動、地域福祉計画等）、
災害ソーシャルワーク、利用者権利擁護システム

委 員

静岡県社協市町村社協経営基盤強化委員会委員長

倉敷市地域包括支援センター運営協議会副委員長

世田谷区社会福祉審議会委員・同民生児童委員推薦会委員

東京都中央区・鎌倉市・横浜市中区・吉備中央町地域福祉計画策定・
推進・評価委員

総社市社協・井原市社協ひきこもり支援検討会委員 等

○ノートルダム清心女子大学

人間生活学部人間生活学科

准教授 ^{なかい}中井 ^{としお}俊雄

（公益社団法人岡山県社会福祉士会）



専門分野

障害者福祉、権利擁護、地域福祉、ボランティア、福祉計画、
生活困窮者支援、ひきこもり支援

委 員

日本社会福祉士会 生活困窮支援委員会委員

岡山県社会福祉士会 災害支援委員会委員

岡山市権利擁護センター運営委員会委員

尾道市地域共生包括化推進会議委員長

総社市権利擁護センター支援検討委員会委員長 等

個別避難計画の作成について

1 背景 参考資料1

令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、国は中央防災会議の下にワーキンググループ及びサブワーキンググループを設け、高齢者等の避難のあり方についての議論を重ね、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、別添のとおり避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、今年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務として位置付けられるなどの規定等が創設された。

2 現況

災害対策基本法の改正を受けて、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性の確保に向けて、個別避難計画の作成について取組の充実が求められている。

このような中、国は、自治体における効果的・効率的な作成手法を構築する取組を支援する個別避難計画作成モデル事業を実施することとし、県内から岡山県及び岡山市が応募していたところ、いずれも採択された。

3 計画作成 参考資料2～3

(1) 優先度を踏まえた計画作成

個別避難計画は優先度の高い者から作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

(2) 福祉専門職が参画した計画作成（大分県別府市、兵庫県）

①先進的な取組

福祉サービスの利用のためのケアプランの作成を通じ、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して個別避難計画の作成を行っている。

②ポイント

- ・福祉専門職が当事者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民の関係者が参画して避難支援の方針について打合せを行い、個別計画を作成すること。
- ・策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

4 事業概要

- (1) 都道府県事業 岡山県
- (2) 市町村事業 岡山市

岡山県個別避難計画作成研究プロジェクトについて

1 現 況

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、河川氾濫や津波等で浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域のある地区において、モデル事業として県が市町村の地区防災計画や避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援している。

モデル事業の実施に当たっては、県及び県内全市町村で構成する「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」を設置し、計画の作成過程やノウハウ等を共有し、計画作成が全県的に広がるよう取り組んでいる。

2 課 題

- ・ 今般の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務に位置付けられたが、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査によると、個別避難計画の策定状況については、令和2年10月1日現在で未策定と回答した自治体が10市町村ある。
- ・ 取組が進まない理由としては、次のようなことが挙げられる。
 - 職員のマンパワー不足（事業の優先度）
 - 防災部局と福祉部局との庁内体制の未整備
 - 計画作成の具体的な手順や進め方などノウハウや情報の不足 等
- ・ モデル事業により計画作成の支援を行っているものの、活用は限られた市町村になっており、一層の活用に向けて計画未策定の市町村の底上げが必要である。

3 事業概要

(1) 目 的

上記2のような共通の課題解消を図ることが、市町村による主体的な計画作成の促進に寄与するものと考え、次により計画未策定の市町村等の底上げを図る。

(2) 方向性

計画作成を行うための知識や国が示す作成手順の学習はもとより、演習等を組み合わせながら、事例研究等により地域の実情に応じた計画作成の道筋をつけ、参加市町村が後年度に自走できる仕組みの構築を目指す。

(3) 対象者

市町村職員（防災及び福祉担当課室職員）

(4) 事業年度

令和3年度（国モデル事業を活用した単年度事業）

(5) スケジュール案

別添のとおり

(6) 進め方

- ・ 岡山県地区防災計画等作成推進協議会の中に個別避難計画研究部会を設け、当該分野に造詣の深い専門家等を招聘し対面方式等で実施。
- ・ 庁外福祉団体等との連携（取組への参加やノウハウ、情報の提供等）。
- ・ 県についても、危機管理課及び保健福祉部担当課室がオブザーバーとして部会に参加し、助言や情報提供等により取組に対して積極的に関与。
- ・ 同協議会を活用して取組状況や進め方等を共有し、他市町村の取組を支援。

岡山県地区防災計画等作成推進協議会 第1回個別避難計画研究部会（日程表）

日 時：令和3年8月2日（月） 12:45～16:40

場 所：おかやま西川原プラザ 本館2階大会議室B
（岡山市中区西川原 255）

時 間		内 容
12:15～ 12:45	30 分	受付
12:45～ 12:55	10 分	開会（挨拶）
12:55～ 13:10	15 分	全体説明 個別避難計画について 岡山県危機管理課
13:10～ 13:55	45 分	講義① 〔総 論〕 避難行動要支援者対策と福祉専門職の関わり（仮称） 駒澤大学文学部社会学科 教 授 川上 富雄 氏
13:55～ 14:40	45 分	講義② 〔各 論〕 個別避難計画の作成について ～概念整理と作成手順等を学ぶ～（仮称） ノートルダム清心女子大学人間生活学部人間生活学科 准教授 中井 俊雄 氏
14:40～ 14:45	5 分	質疑応答
14:45～ 14:55	10 分	休 憩
14:55～ 16:25	90 分	グループディスカッション 進 行 日本防災士会岡山県支部 支部長 神田 敬三 氏 〔テーマ〕 ①市町村における計画作成の推進体制及び庁内連携 ②地域における計画作成の体制～既存組織や会議等の活用～ ③地域住民に対するアプローチと支援者の掘り起こし ④真に支援が必要な者の抽出～アセスメントの枠組みと方法～
16:25～ 16:40	15 分	岡山県からの情報提供等（危機管理課及び保健福祉部）
～16:40		閉会

課題と背景

避難行動要支援者名簿関係

- 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。

- 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まえれば、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。

※過去の災害における高齢者の死者の割合

・ 令和2年7月豪雨 約79% ※65歳以上
（うち熊本県 約85%）

・ 令和元年台風第19号 約65% ※65歳以上

・ 平成30年7月豪雨 約70% ※愛媛県、岡山県、広島県の死者のうち、60代以上
（うち市町村別死者数の多い順） 約80% ※70歳以上

個別計画関係

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先の情報を記載した計画。

- 個別計画の策定が必要となる者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。

福祉避難所等関係

- 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。
- 指定避難所として公表されると、受入を想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。
- また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられることができる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。

地区防災計画関係

- 地区防災計画は、地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。
- 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市区町村職員など）が不足していることが課題である。

対応の方向性

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。

- 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。

- 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。

- 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。

- 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。

- 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。

- 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。

- 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。

- 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

優先度を踏まえた個別計画の策定

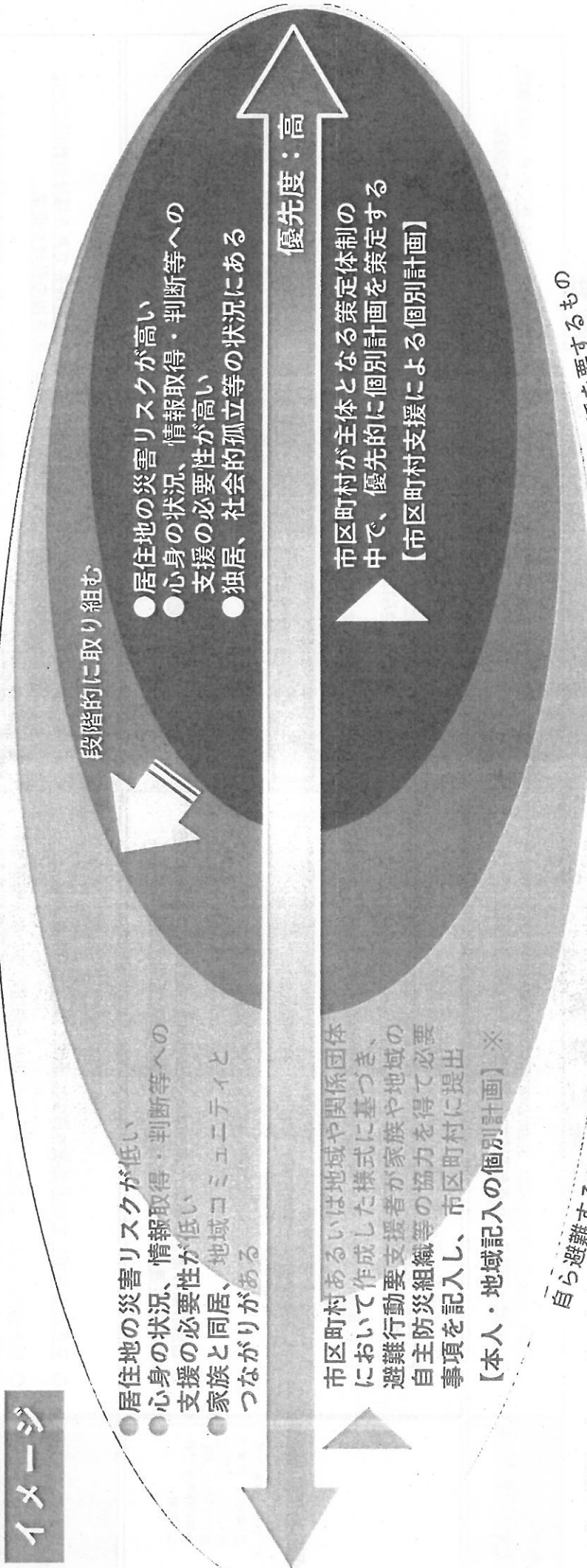
○ 個別計画は、優先度が高い者から策定することが適当であり、市区町村が必要に応じて策定の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。

- ・ 地域におけるハザードの状況（※）
- ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

○ 他方、各市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするためには、市区町村が策定する個別計画として、①市区町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（本人・地域記入の個別計画）づくりを進めることが適当である。

※浸水想定区域（水防法）、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別指針法（基本指針））に基づく火山災害警戒区域等

イメージ



※本人の状況によっては、本人の家族や自主防災組織等が記入する場合も含まれる。

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

避難行動要支援者名簿

【事例】福祉専門職が参画した個別計画の策定(大分県別府市・兵庫県)

全国の先進的な取組

○福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じ、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して、個別計画の策定を行う取組が行われている。

上ノイホ

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画を得るための仕組みとして、計画の策定に対して報酬を支払う。
- 福祉専門職が当事者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民等の関係者が参加して避難支援の方針について打合せを行い、個別計画を策定する。
- 策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- 当事者と福祉専門職、地域住民等とをつなぐ役割を担うことのできる人材が重要となる。

別府市の事例

別府市におけるインクルーシブ防災
“誰ひとり取り残さない防災”



被災地の教訓から市民活動者と協働で障がい当事者が参加する避難訓練等に取り組みできた別府市では、平成29年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成に取り組みでいる。

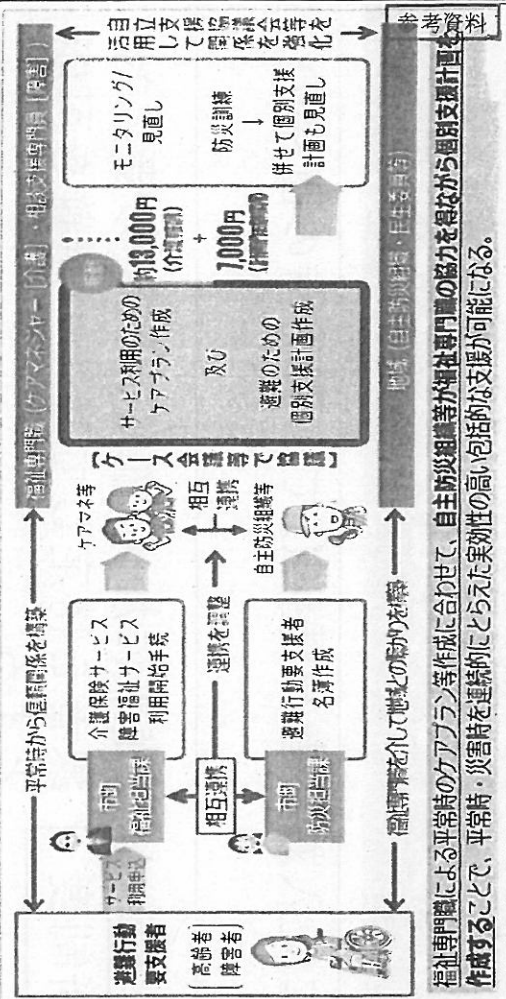
中庭の事例

防災と福祉の連携促進モデル事業



平成30(2018)年度より介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員の協力を得て、平常時のケアプラン等の作成に合わせ、地域で避難のための個別支援計画を作る「防災と福祉の連携モデル事業」を実施。
令和2年度より、県の一般施策策として実施。

兵庫県下ノ事業



信託専門職による平常時のケアプラン等作成に合わせ、自主防災組織等が福祉専門職の協力を**作成する**ことで、平常時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援が可能になる。

別府市の事例

別府市におけるインクルーシブ防災
“誰ひとり取り残さない防災”



被災地の教訓から市民活動者と協働で障がい当事者が参加する避難訓練等に取り組みできた別府市では、平成29年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成に取り組みでいる。

中庭の事例

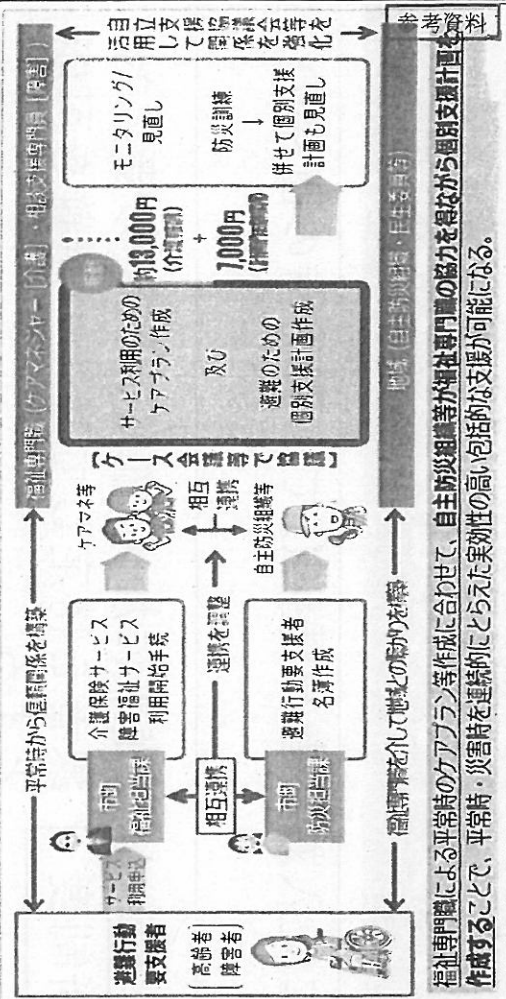
防災と福祉の連携促進モデル事業



平成30(2018)年度より介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員の協力を得て、平常時のケアプラン等の作成に合わせ、地域で避難のための個別支援計画を作る「防災と福祉の連携モデル事業」を実施。

令和2年度より、県の一般施策策として実施。

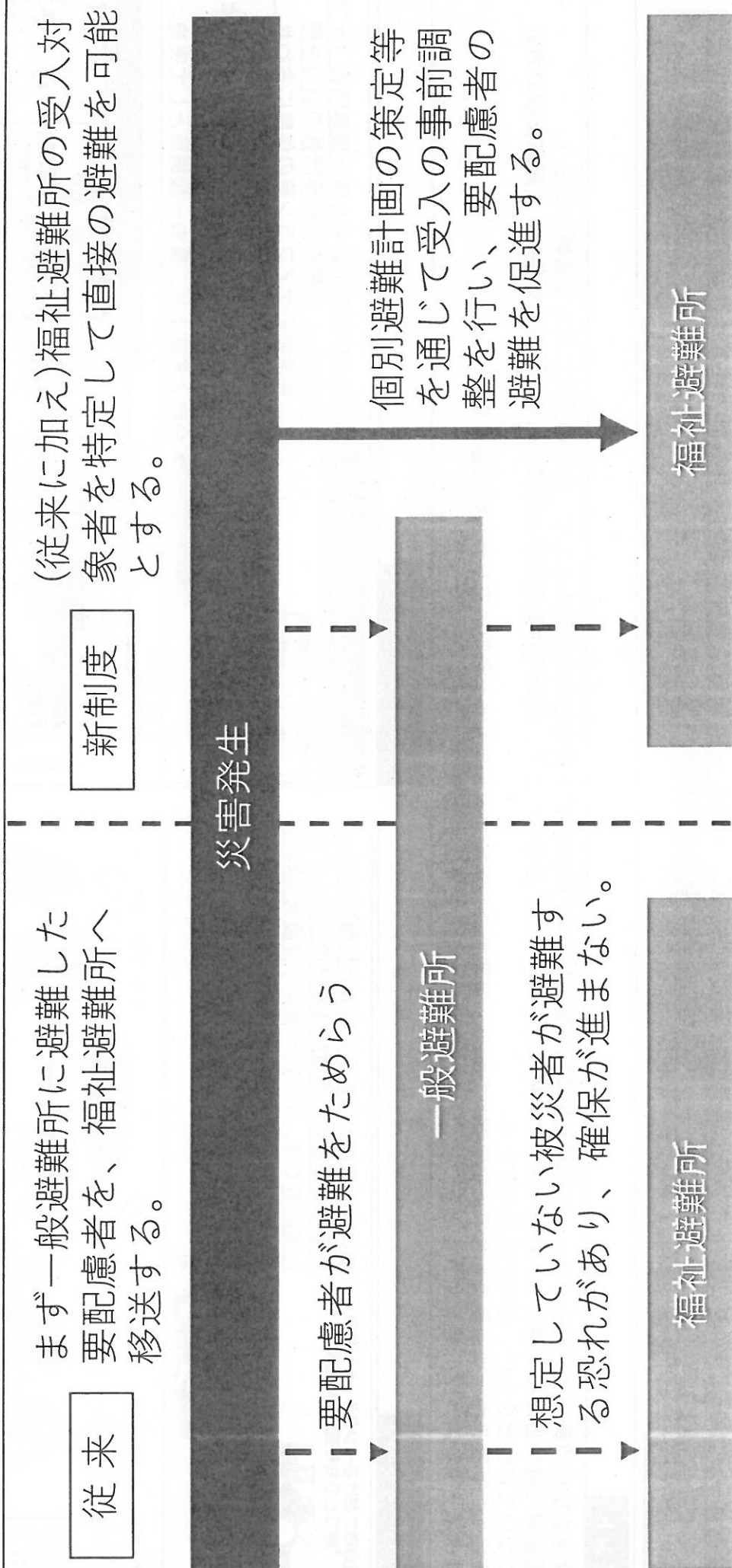
兵庫県下ノ事業



消防専門職による平常時のケアプラン等作成に合わせ、自主防災組織等が福祉専門職の協力を
作成することで、平常時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援が可能になる。

福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定のポイント

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、災害時の直接の避難を促進する。



- ・ 市町村の責務・・・福祉避難所の指定・公表・開設、個別避難計画、避難情報
- ・ 県の責務・・・・・・・・市町村の支援、総合調整 (災害対策基本法)

福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定のポイント

避難行動要支援者名簿

要配慮者

要配慮者

要配慮者

・
・
・

受入対象者

- ・ 高齢者（一人暮らし、高齢者世帯）
- ・ 障害のある人
- ・ 妊産婦、乳幼児
- ・ 病弱者
- ・ 在宅の難病患者、医療的ケアを要する者

※名簿、個別避難計画等を元に、
受入対象者を特定し、事前に調
整する。

市町村

県

- ・ ガイドラインの作成周知
- ・ 個別避難計画作成支援
- ・ 施設所管課による支援

福祉避難所

受入対象者を特定して公
示

- ・ 「個別避難計画を策定し、
事前に受入調整が完了し
ている者に限る。」等

福祉避難所の施設整備

- ・ 避難階段
- ・ 止水板・防止扉
- ・ 非常用電源
- ・ 給水設備

課題

1. 福祉避難所事前調整対象＝個別避難計画の作成対象について、
どのような順番でやるべきか…モデル事業、考え方を示す等
2. 医療的ケア児等対象者が真に把握できているか…情報集約
3. 施設整備財源…市町村から施設への補助に対して地方債充当

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
岡山市	1	特別養護老人ホーム 足守荘	岡山市北区下足守1898	086-295-1800	保健福祉企画総務課 (086-803-1204)	老
	2	特別養護老人ホーム ライフケアももぞの	岡山市北区下足守1627-1	086-295-2010		老
	3	特別養護老人ホーム 憩いの丘	岡山市北区日近1807	086-295-1155		老
	4	特別養護老人ホーム 長春苑	岡山市北区富町二丁目19-41	086-252-2400		老
	5	泉寿の里 特別養護老人ホーム	岡山市北区三門中町1-2	086-214-0800		老
	6	特別養護老人ホーム あさひ園	岡山市北区旭本町6-20	086-225-1171		老
	7	特別養護老人ホーム めくもりの里あおえ	岡山市北区青江三丁目10-28	086-222-8341		老
	8	特別養護老人ホーム 牟佐げんき	岡山市北区牟佐1479-1	086-229-1160		老
	9	特別養護老人ホーム 旭川敬老園	岡山市北区祇園866	086-275-4349		老
	10	特別養護老人ホーム みなみがた荘	岡山市北区国体町3-12	086-252-2222		老
	11	特別養護老人ホーム 喜福園	岡山市北区今保870-1	086-805-2532		老
	12	特別養護老人ホーム マスカット倶楽部	岡山市北区田原1-3	086-294-6400		老
	13	特別養護老人ホーム よつば園	岡山市北区吉宗853	086-294-7201		老
	14	特別養護老人ホーム きび庭瀬	岡山市北区庭瀬1054-3	086-236-6770		老
	15	特別養護老人ホーム 旭ヶ丘	岡山市北区万成東町2-28	086-252-5050		老
	16	北ふれあいセンター	岡山市北区谷万成二丁目6-33	086-251-6500		公
	17	養護老人ホーム 報恩積善会	岡山市北区津島笹が瀬9-8	086-252-0471		老
	18	特別養護老人ホーム 光生げんき	岡山市北区厚生町三丁目8-35	086-222-5105		老
	19	特別養護老人ホーム 鹿田の庄	岡山市北区東古松五丁目5-3	086-234-0333		老
	20	特別養護老人ホーム 岡山シルバーセンター	岡山市北区新庄上545-1	086-287-5111		老
	21	養護老人ホーム 松風園	岡山市北区高松1006	086-287-2105		老
	22	特別養護老人ホーム 旭水荘	岡山市北区建部町福渡1005-1	0867-22-2511		老
	23	特別養護老人ホーム 想い愛	岡山市北区榕津418-1	086-284-1237		老
	24	特別養護老人ホーム 宇甘川荘	岡山市北区御津紙工1410	0867-26-0331		老
	25	特別養護老人ホーム 宇垣荘	岡山市北区御津宇垣2069-10	086-724-0707		老
	26	養護老人ホーム 玉松園	岡山市北区御津金川123	086-724-0058		老
	27	特別養護老人ホーム アダムスホーム	岡山市中区沖元502	086-274-8550		老
	28	特別養護老人ホーム 笑福亭	岡山市中区桑野525-125	086-277-6300		老
	29	岡山ふれあいセンター	岡山市中区桑野715-2	086-274-5151		公
	30	特別養護老人ホーム 幸輝園	岡山市中区国府市場985-1	086-275-0220		老

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3（2021）年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
岡山市	31	特別養護老人ホーム いこいの里	岡山市中区祇園541-1	086-275-1100	保健福祉企画総務課 (086-803-1204)	老
	32	特別養護老人ホーム 白樺	岡山市中区湯迫19-1	086-206-3300		老
	33	特別養護老人ホーム 富山荘	岡山市中区海吉2306-1	086-200-1050		老
	34	特別養護老人ホーム おもいやり	岡山市中区平井1260-1	086-274-5551		老
	35	養護老人ホーム 岡山市友楽園	岡山市中区平井四丁目13-33	086-200-0511		老
	36	特別養護老人ホーム さつき園	岡山市中区乙多見147-1	086-278-6700		老
	37	特別養護老人ホーム 恵風荘	岡山市中区今谷770-1	086-277-2706		老
	38	老人保健施設 恵風苑	岡山市中区今谷770-1	086-276-1980		保
	39	特別養護老人ホーム 上道荘	岡山市東区中尾1036	086-297-3725		老
	40	特別養護老人ホーム ハモニカ	岡山市東区浅川520-9	086-297-6656		老
	41	特別養護老人ホーム 穂香の里	岡山市東区豊田300-1	086-948-0026		老
	42	特別養護老人ホーム けしごの里	岡山市東区中川町211-3	086-944-1765		老
	43	養護老人ホーム 岡山市会陽の里	岡山市東区久保205-1	086-944-2600		老
	44	健生園デイサービスセンター (旧特別養護老人ホーム健生園)	岡山市東区吉原231	086-944-2941		老
	45	ケアハウス あかね	岡山市東区吉原222	086-944-2197		老
	46	特別養護老人ホーム 中野けんせいえん	岡山市東区西大寺中野677-1	086-943-1701		老
	47	西大寺ふれあいセンター	岡山市東区西大寺中二丁目16-33	086-944-1800		公
	48	特別養護老人ホーム せとうちの郷	岡山市東区西大寺北966	086-942-1220		老
	49	老人保健施設 さくら苑リハビリセンター	岡山市東区西大寺浜261	086-944-2266		保
	50	特別養護老人ホーム 多聞荘	岡山市東区瀬戸町坂根792-14	086-953-0011		老
	51	特別養護老人ホーム 阿知の里	岡山市東区下阿知1180	086-946-1165		老
	52	特別養護老人ホーム あずみ	岡山市南区中畦443-4	086-250-1616		老
	53	特別養護老人ホーム 共生苑	岡山市南区東畦768	086-281-6866		老
	54	老人保健施設 南岡山ナーシングホーム	岡山市南区東畦772-10	086-281-2522		保
	55	西ふれあいセンター	岡山市南区妹尾880-1	086-281-9611		公
	56	特別養護老人ホーム 若宮園	岡山市南区箕島3566-1	086-281-0862		老
	57	特別養護老人ホーム 瀬崎荘	岡山市南区彦崎2300	086-362-5050		老
	58	岡山市ウェルポートなださき	岡山市南区片岡159-1	086-363-5001		公
	59	特別養護老人ホーム プルミエ岡山	岡山市南区北浦100	086-267-2323		老
	60	特別養護老人ホーム 健老園	岡山市南区古新田1351-3	086-282-8566		老

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
岡山市	61	特別養護老人ホーム けやき	岡山市南区築港元町2-31	086-263-7000	保健福祉企画総務課 (086-803-1204)	老
	62	特別養護老人ホーム 天赦の里	岡山市南区福浜町19-17	086-239-4165		老
	63	特別養護老人ホーム うららか	岡山市南区福富東一丁目7-43	086-263-7000		老
	64	特別養護老人ホーム 藤田荘	岡山市南区藤田2662-2	086-201-5005		老
	65	特別養護老人ホーム 愛光苑	岡山市南区浦安本町81-2	086-265-0877		老
	66	特別養護老人ホーム 敬愛	岡山市南区福田480-5	086-250-5777		老
	67	福祉の杜あゆむ	岡山市南区福田95-2	086-261-6605		老
	68	南ふれあいセンター	岡山市南区福田690-1	086-261-7001		公
	69	特別養護老人ホーム ピオーネ倶楽部	岡山市南区当新田485-25	086-246-6363		老
	70	旭川荘療育・医療センター	岡山市北区祇園866	086-275-8555		医
	71	障害者支援施設 泉の園	岡山市南区浦安本町190	086-264-2882		障
倉敷市	1	特別養護老人ホーム 浅原桃花園	倉敷市浅原380-2	086-462-0020	防災危機管理室 防災推進課 (086-426-3131)	老
	2	特別養護老人ホーム 浮洲園	倉敷市粒江2500-1	086-429-3311		老
	3	特別養護老人ホーム うらたの里	倉敷市浦田1533-2	086-441-5008		老
	4	特別養護老人ホーム くらしき	倉敷市亀山780-2	086-441-7700		老
	5	特別養護老人ホーム サンバードナーシングホーム	倉敷市藤戸町藤戸1585-1	086-429-0018		老
	6	特別養護老人ホーム 庄の里	倉敷市山地1297	086-461-0033		老
	7	特別養護老人ホーム 杉の子 元気の家	倉敷市徳芳501-1	086-462-6211		老
	8	特別養護老人ホーム ますみ荘	倉敷市中島837-5	086-465-6565		老
	9	特別養護老人ホーム みゆき園	倉敷市幸町8-27	086-427-7627		老
	10	特別養護老人ホーム 太陽の丘	倉敷市連島町西之浦3390	086-440-5155		老
	11	特別養護老人ホーム のぞみ荘	倉敷市福田町福田234-1	086-450-1188		老
	12	特別養護老人ホーム みどり荘	倉敷市神田2丁目3-5	086-444-6521		老
	13	特別養護老人ホーム ももちどり	倉敷市水島東千鳥町2-6	086-444-7200		老
	14	特別養護老人ホーム 王慈園	倉敷市児島下の町5丁目2-17	086-473-9000		老
	15	特別養護老人ホーム 倉敷シルバーセンター	倉敷市児島柳田町355-1	086-473-1010		老
	16	特別養護老人ホーム しおかぜ	倉敷市下津井1482-18	086-470-4848		老
	17	特別養護老人ホーム 碧山荘	倉敷市林1140	086-485-1165		老
	18	特別養護老人ホーム あいの泉	倉敷市玉島1720-18	086-525-5022		老
	19	特別養護老人ホーム あすなろ園	倉敷市玉島勇崎1044	086-528-3110		老

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3（2021）年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
倉敷市	20	特別養護老人ホーム アミカル	倉敷市玉島1275-1	086-526-8827	防災危機管理室 防災推進課 (086-426-3131)	老
	21	特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内	倉敷市玉島陶856-1	086-525-1234		老
	22	特別養護老人ホーム グリーンビレッジ瀬戸内	倉敷市船穂町柳井原2300-1	086-552-5112		老
	23	特別養護老人ホーム シルバーセンター後楽	倉敷市真備町筋田2159	086-698-7788		老
	24	障害者支援施設 あしたば	倉敷市山地1730-1	086-463-0770		障
	25	共同生活援助事業所クムレ	倉敷市上東827-7	086-697-5577		障
	26	障害者支援施設 瀬戸内学園	倉敷市連島町矢柄6092	086-448-1811		障
	27	障害者支援施設 P. P. P. BBフリーダム！	倉敷市福田町福田2122-1	086-476-8582		障
	28	障害者支援施設 P. P. P. BBチャレンジャー！	倉敷市福田町福田2122-1	086-455-8585		障
	29	障害者支援施設 王慈療護園	倉敷市児島下の町2丁目12-24	086-474-9911		障
	30	障害者支援施設 住倉学園	倉敷市玉島服部3788-1	086-525-2522		障
	31	特別養護老人ホーム ピースガーデン倉敷	倉敷市白楽町40	086-423-2000		老
	32	特別養護老人ホーム クレールエステート悠楽	倉敷市真備町有井1472	098-698-6050		老
	33	特別養護老人ホーム めばえ	倉敷市連島町鶴新田1956-1	086-448-3345		老
	34	特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈	倉敷市児島田の口7-6-39	086-477-9500		老
	35	特別養護老人ホーム 庄の里「なごやか」	倉敷市生坂698	086-464-3800		老
	36	倉敷在宅総合ケアセンター ショートステイ	倉敷市老松町4-4-7	086-427-0110		老
	37	地域密着型特別養護老人ホーム くらしき日和 平田	倉敷市平田855	086-430-4500		老
	38	特別養護老人ホーム みどりの杜	倉敷市東塚1丁目12-3	086-454-5770		老
	39	P. P. P. ブラヴィッシモ！通生	倉敷市児島通生818	086-454-5540		老
	40	あすなろテラス	倉敷市玉島勇崎1044-3	086-441-7200		老
	41	地域密着型特別養護老人ホーム ひかりの里	倉敷市玉島八島70-1	086-523-2727		老
津山市	1	特別養護老人ホーム 鶯園	津山市瓜生原337-1	0868-26-0888	生活福祉課 (0868-32-2063)	老
	2	特別養護老人ホーム サンライフみのり	津山市二宮999-5	0868-28-1007		老
	3	特別養護老人ホーム 高寿園	津山市下高倉西1581-1	0868-29-0115		老
	4	特別養護老人ホーム 日本原荘	津山市新野東1797	0868-36-3894		老
	5	特別養護老人ホーム 第3日本原荘	津山市新野東1798-1	0868-36-3894		老
	6	特別養護老人ホーム 緑山荘	津山市加茂町小中原115	0868-42-3662		老
	7	特別養護老人ホーム 愛和荘	津山市桑下1272-3	0868-57-9800		老
	8	養護老人ホーム 津山市立ときわ園	津山市井口100-1	0868-22-4973		老

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3（2021）年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
津山市	9	軽費老人ホーム ケアハウス上河原	津山市上河原344-1	0868-32-1150	生活福祉課 (0868-32-2063)	老
	10	特別養護老人ホーム のどか	津山市神戸262-2	0868-28-8511		老
	11	障がい者支援施設 みすず荘	津山市瓜生原326-1	0868-26-3118		障
	12	障害者支援施設 あすなろ園	津山市西下1003-1	0868-36-3606		障
	13	障害者支援施設 津山ひかり学園ひかりの杜	津山市川崎1508	0868-26-7523		障
	14	津山ひかり学園 メゾンきさらぎ	津山市川崎1508	0868-26-1092		障
	15	知的障害児施設 津山ひかり学園ひかりの風	津山市川崎1508	0868-26-7518		障
	16	障害者支援施設 ライフみのり	津山市二宮999	0868-28-0522		障
	17	障害者支援施設 ココロみのり	津山市二宮999	0868-28-0522		障
	18	みのり共同生活事業所	津山市二宮999	0868-28-7661		障
	19	養護老人ホーム 塩手荘	津山市市場2151	0868-36-4992		老
	20	特別養護老人ホーム ミ・カサ	津山市北町44-1	0868-23-3111		老
	21	救護施設 津山広済寮	津山市小田中1412	0868-22-2606		そ
	22	介護老人保健施設 津山ナーシングホーム	津山市野介代1656-1	0868-31-7111		保
玉野市	1	特別養護老人ホーム すまいる苑	玉野市田井6-3-12	0863-31-3977	危機管理課 (0863-32-5560)	老
	2	老人保健施設 玉野マリンホーム	玉野市築港5-16-25	0863-31-5295		保
	3	特別養護老人ホーム フェニックス	玉野市玉原2-24-40	0863-32-3038		老
	4	特別養護老人ホーム ひび喜楽園	玉野市洪川1-14-13	0863-81-1010		老
	5	特別養護老人ホーム いこい荘	玉野市長尾1578-2	0863-71-0056		老
	6	特別養護老人ホーム グランデパール	玉野市用吉1676-1	0863-73-5020		老
	7	障害者支援施設 のぞみ園	玉野市木目1461	0863-71-0110		障
	8	特別養護老人ホーム 宗玉園	玉野市梶岡576-2	0863-41-2788		老
	9	老人保健施設 老人保健センターコスモス	玉野市上山坂2016-1	0863-66-5200		保
	10	すこやかセンター	玉野市奥玉1-18-5	0863-31-3310		公
	11	特別養護老人ホーム 玉野山田荘	玉野市山田3275	0863-41-3993		老
笠岡市	1	特別養護老人ホーム 三愛園	笠岡市笠岡1080-1	0865-63-5005	地域福祉課 (0865-69-2133) 長寿支援課 (0865-69-2139)	老
	2	障害者支援施設 笠岡学園	笠岡市金浦754-1	0865-66-0866		障
	3	障害者支援施設 ときわ	笠岡市有田1778	0865-66-3605		障
	4	岡山県立西備支援学校	笠岡市東大戸5075-1	0865-63-1603		学
	5	特別養護老人ホーム 瀬戸内荘	笠岡市横島1944-1	0865-67-3100		老

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
笠岡市	6	特別養護老人ホーム 天神荘	笠岡市神島3626-7	0865-67-4111	地域福祉課 (0865-69-2133) 長寿支援課 (0865-69-2139)	老
	7	障害者支援施設 こうのしま荘	笠岡市神島3628-3	0865-67-6111		障
	8	小規模特別養護老人ホーム みどりの丘	笠岡市笠岡5128-1	0865-69-2010		老
	9	特別養護老人ホーム 飛鳥の里三清荘	笠岡市関戸837-1	0865-65-0500		老
	10	岡山県西部地区養護老人ホーム 敬愛園	笠岡市神島外浦1-1	0865-67-1767		老
	11	特別養護老人ホーム 海	笠岡市横島1944-1	0865-67-3100		老
井原市	1	特別養護老人ホーム きのこ荘	井原市木之子町2416-1	0866-62-2200	危機管理課 (0866-62-9550)	老
	2	特別養護老人ホーム みずき	井原市東江原町1661-1	0866-63-2122		老
	3	特別養護老人ホーム 小田川荘	井原市芳井町川相351	0866-72-1577		老
	4	特別養護老人ホーム 長楽園	井原市美星町西水砂2236-7	0866-87-3110		老
	5	ケアハウス 四季が丘	井原市上出部町四季が丘20-7	0866-65-1600		老
	6	介護付有料老人ホーム いばら長寿の里	井原市上出部町183	0866-62-5060		老
	7	サンサンリビングいばら楽寿	井原市下出部町2-17-4	0866-67-3200		老
	8	コーポラティブらくじゅ	井原市下出部町2-17-2	0866-67-3240		老
	9	介護付有料老人ホーム ドルフィン岩倉	井原市岩倉町342-1	0866-62-2211		老
	10	特別養護老人ホーム 四季の里	井原市上出部町四季が丘20-4	0866-65-1607	危機管理課 (0866-62-9550)	老
	11	井原市特別養護老人ホーム 星の郷	井原市美星町大倉2466	0866-87-4477		老
	12	岡山県立西備支援学校	笠岡市東大戸5075-1	0865-63-1603		学
	13	社会福祉法人 こだま園	井原市高屋町4275-1	0866-67-2940		障
	14	こだま園東江原ワーク	井原市東江原町326-1	0866-63-3115		障
	15	こだま園芳井ふれあい作業所	井原市芳井町与井144	0866-72-1427		障
	16	こだま園こころ与井	井原市芳井町与井500	0866-72-0141		障
総社市	1	サントピア岡山総社	総社市桑1215	0866-95-8811	危機管理室 (0866-92-8599)	宿
	2	セレーノ 総社	総社市久代5127	0866-96-0700		老
	3	特別養護老人ホーム いずみの杜	総社市小寺958	0866-90-0006		老
	4	総社市山手福祉センター	総社市地頭片山150	0866-90-0200		公
	5	特別養護老人ホーム グリーンアンドリバーホーム	総社市清音三因1074-1	0866-92-4165		老
	6	特別養護老人ホーム 三清荘	総社市久米48-1	0866-92-6981		老
	7	障害者支援施設 吉備路学園	総社市小寺1553-1	0866-92-6580		障
	8	多機能型事業所 みぞくち	総社市溝口119	0866-94-3131		障

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
総社市	9	養護老人ホーム 総社市清梁園	総社市原2267	0866-99-0007	危機管理室 (0866-92-8599)	老
高梁市	1	養護老人ホーム 成羽長寿園	高梁市成羽町成羽2251-1	0866-42-2713	福祉課 (0866-21-0265)	老
	2	特別養護老人ホーム 鶴寿荘	高梁市成羽町下原268-1	0866-42-2001		保
	3	老人保健施設 ひだまり苑	高梁市川上町地頭2337-1	0866-48-4800		医
	4	川上診療所	高梁市川上町地頭2340	0866-48-4188		医
	5	特別養護老人ホーム グリーンヒル順正	高梁市松原町神原2281-8	0866-23-1234		老
	6	特別養護老人ホーム 有漢荘	高梁市有漢町有漢7945-16	0866-57-3310		老
新見市	1	新見市養護老人ホーム和みの郷かなや	新見市金谷641	0867-72-1244	総務課危機管理室 (0867-72-6205)	老
	2	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能ホームわきあいあい	新見市大佐小阪部1510-21	0867-98-3737		老
	3	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホームわが家	新見市大佐小阪部1510-10	0867-98-3131		老
	4	特別養護老人ホーム おおさ苑	新見市大佐田治部3221	0867-98-3600		老
	5	認知症対応型老人共同生活援助事業 おおさ苑グループホーム	新見市大佐田治部3153	0867-98-3011		老
	6	障害者支援施設 大佐荘	新見市大佐田治部3245	0867-98-3111		障
	7	特別養護老人ホーム ケアポート生き生き館神郷	新見市神郷下神代4390	0867-92-9018		老
	8	軽費老人ホーム ケアポート生き生き館新見	新見市上熊谷810-1	0867-78-1890		老
	9	特別養護老人ホーム ゆずり葉	新見市新見897-7	0867-71-0077		老
	10	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能ホームおいでんせえ	新見市千屋1667-3	0867-77-2600		老
	11	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホームにいとさくらの丘	新見市神郷釜村1235-1	0867-93-9051		老
	12	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能ホームにいとさくらの丘	新見市神郷釜村1235-1	0867-93-9051		老
	13	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホームファミリア愛	新見市馬塚57-1	0867-72-5222		老
	14	特別養護老人ホーム 唐松荘	新見市唐松1749-2	0867-76-1000		老
新見市	15	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所福の木	新見市土橋1199	0867-74-9701	総務課危機管理室 (0867-72-6205)	老
	16	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホーム心	新見市唐松1749-2	0867-76-9080		老
	17	障害者支援施設 神郷の園	新見市神郷下神代1955	0867-92-6311		障
	18	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホームげんき	新見市下熊谷1554-1	0867-71-2232		老
	19	特別養護老人ホーム 哲西荘	新見市哲西町矢田4351	0867-94-3533		老
	20	軽費老人ホーム 新見市ケアハウスてっせい	新見市哲西町矢田4351	0867-94-3533		老
	21	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホーム花みずき	新見市高尾232-2	0867-71-3030		老
	22	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホーム花すゝき	新見市高尾232-2	0867-71-3000		老
	23	介護老人保健施設 くろかみ	新見市高尾2306-5	0867-72-9603		保

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
新見市	24	哲多町介護老人保健施設すずらん	新見市哲多町本郷1223-3	0867-96-2080	総務課危機管理室 (0867-72-6205)	保
	25	特別支援学校 岡山県健康の森学園支援学校	新見市哲多町大野2034-5	0867-96-2995		学
備前市	1	備前市養護老人ホーム 蕃山荘	備前市蕃山1309-1	0869-67-0703	危機管理課 (0869-64-1809)	老
	2	備前市介護老人保健施設 さつき苑	備前市伊部2231-1	0869-63-9300		保
	3	備前市特別養護老人ホーム 大ヶ池荘	備前市伊部964-1	0869-64-1335		老
	4	老人保健施設 シルバーセンター閑谷苑	備前市木谷220-1	0869-67-2331		保
	5	特別養護老人ホーム 備前多聞荘	備前市鶴海2401	0869-65-8975		老
	6	特別養護老人ホーム あおさぎ	備前市日生町日生801	0869-72-9500		老
	7	特別養護老人ホーム 深谷荘	備前市三石2791-1	0869-62-2717		老
	8	特別養護老人ホーム 亀楽荘	備前市吉永町吉永中363	0869-84-4131		老
	9	特別養護老人ホーム 紅葉川荘	備前市吉永町神根本61-6	0869-84-9511		老
瀬戸内市	1	特別養護老人ホーム あじさいのおか牛窓	瀬戸内市牛窓町長浜1745-1	0869-34-6366	危機管理課 (0869-22-3904)	老
	2	介護老人保健施設 邑久ナーシングホーム	瀬戸内市邑久町箕輪266-1	0869-22-9500		保
	3	特別養護老人ホーム 長船荘	瀬戸内市長船町服部1141	0869-26-5068		老
	4	特別養護老人ホーム せとうち	瀬戸内市邑久町福中1180	0869-22-2006		老
	5	特別養護老人ホーム 錦海荘	瀬戸内市邑久町尻海5513-1	0869-24-0478		老
	6	小規模多機能型居宅介護 緑路香	瀬戸内市邑久町福谷214-1	0869-25-0035		老
	7	小規模多機能型居宅介護事業所 うらら東	瀬戸内市牛窓町牛窓2297-1	0869-34-2669		老
	8	特別養護老人ホーム せとの夢	瀬戸内市邑久町虫明6268-2	0869-25-0500		老
	9	看護小規模多機能ホーム かおり	瀬戸内市邑久町福谷206-1	0869-25-2555		老
	10	せとうち旭川荘	瀬戸内市牛窓町長浜4982-1	0869-34-6606		障
	11	地域生活支援センタースマイル	瀬戸内市邑久町山田庄880-1	0869-22-9600		障
	12	atワークおさふね	瀬戸内市長船町福岡149-1	0869-26-8775		障
赤磐市	1	特別養護老人ホーム 山陽寿荘	赤磐市桜が丘西9丁目1-1	086-955-6655	くらし安全課 (086-955-2650)	老
	2	特別養護老人ホーム 桃香の里	赤磐市熊崎276-1	086-955-9775		老
	3	特別養護老人ホーム 広虫荘	赤磐市沢原1395	086-995-1221		老
	4	特別養護老人ホーム パインスクエア	赤磐市稲蒔1222	086-954-0123		老
	5	特別養護老人ホーム 吉井川荘	久米郡美咲町吉ヶ原838	0868-62-1277		老
	6	特別養護老人ホーム まごころの里赤磐	赤磐市西軽部1244-1	086-957-4848		老
	7	介護老人保健施設 ひかり苑	赤磐市長尾161	086-956-0815		保

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
赤磐市	8	山陽総合福祉センター (赤磐市社会福祉協議会)	赤磐市河本778-1	086-955-8777	くらし安全課 (086-955-2650)	公
	9	山陽老人福祉センター みのり荘	赤磐市下市574-2	086-955-3732		公
	10	高月公民館	赤磐市穂崎848-1	086-229-9777		公
	11	中央公民館	赤磐市下市337	086-955-0069		公
	12	山陽ふれあい公園	赤磐市正崎1368	086-955-4432		公
	13	西山公民館	赤磐市西中220-1	086-955-0777		公
	14	山陽公民館	赤磐市山陽1丁目10	086-955-9777		公
	15	赤坂公民館	赤磐市町苅田507	086-957-2211		公
	16	笹岡公民館	赤磐市坂辺9	086-957-2214		公
	17	熊山老人憩いの家	赤磐市可真上1729	086-995-0155		公
赤磐市	18	桜が丘いきいき交流センター	赤磐市桜が丘東5丁目5-391	086-995-9321	くらし安全課 (086-955-2650)	公
	19	国民健康保険熊山保健福祉総合センター	赤磐市松木636-1	086-995-1293		公
	20	くまやまふれあいセンター	赤磐市松木621-1	086-995-2215		公
	21	吉井会館	赤磐市周匝136-1	086-954-1111		公
	22	特別養護老人ホームさくら木	赤磐市河本488-1	086-955-2223		老
真庭市	1	特別養護老人ホーム 千寿荘	真庭市蒜山上長田28-1	0867-66-3800	福祉課 (0867-42-1581)	老
	2	特別養護老人ホーム 緑風荘	真庭市美甘326	0867-56-2377		老
	3	地域密着型特別養護老人ホーム 第二緑風荘	真庭市美甘326	0867-56-2553		老
	4	特別養護老人ホーム 神庭荘	真庭市組370-1	0867-44-3555		老
	5	特別養護老人ホーム 高瀬	真庭市中島393-1	0867-42-8086		老
	6	特別養護老人ホーム 十字園	真庭市下河内2275	0867-55-2921		老
	7	特別養護老人ホーム ライラック久世	真庭市久世540-3	0867-42-7550		老
	8	特別養護老人ホーム 檜山荘	真庭市上市瀬1050-39	0867-52-1313		老
	9	特別養護老人ホーム 花岡荘	真庭市上中津井1071-1	0866-52-2100		老
	10	特別養護老人ホーム やすらぎ	真庭市下湯原47	0867-62-7111		老
	11	障害者支援施設 蒜山慶光園	真庭市蒜山上福田1201-8	0867-66-4060		障
	12	障害者支援施設 コスモスの園	真庭市五名574-1	0866-52-4771		障
	13	特別養護老人ホーム 高瀬Ⅱ	真庭市中島380-1	0867-42-5601		老
美作市	1	特別養護老人ホーム 作東寮	美作市川北1089	0868-75-0041	危機管理室 (0868-72-1111)	老
	2	特別養護老人ホーム 総合ケアサービスセンターかつた	美作市大町1727	0868-77-7111		老

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
美作市	3	特別養護老人ホーム みまさか園	美作市北山404-1	0868-73-6100	危機管理室 (0868-72-1111)	老
	4	特別養護老人ホーム やすらぎ荘	美作市古町1707-3	0868-78-2829		老
	5	特別養護老人ホーム ロマンシティあいだ	美作市井口41-2	0868-74-2888		老
	6	美作市立作東診療所	美作市江見280	0868-75-2772		医
	7	サービス付き高齢者向け住宅 和敬荘	作市豊野477-2	0868-75-3633		老
浅口市	1	浅口市健康福祉センター	浅口市鴛方町鴨方2244-26	0865-44-7007	社会福祉課 (0865-44-7007)	公
	2	特別養護老人ホーム 寿光園	浅口市金光町下竹1775-1	0865-42-6300		老
	3	寿光園短期入所生活介護事業所	浅口市金光町下竹1775-1	0865-42-6304		老
	4	寿光園デイサービスセンター 通所介護事業所	浅口市金光町下竹1775-1	0865-42-6702		老
	5	特別養護老人ホーム オペラハウス鴨方	浅口市鴛方町地頭上567	0865-44-6336		老
	6	オペラハウス鴨方デイサービスセンター	浅口市鴛方町地頭上567	0865-44-6336		老
	7	カニ丸の家デイサービスセンター	浅口市寄島町16089-17	0865-54-3113		老
	8	障害者支援施設 あお空	浅口市金光町佐方2130	0865-42-6306		障
和気町	1	特別養護老人ホーム 和気広虫荘	和気郡和気町和気108	0869-93-1255	危機管理室 (0869-93-1122)	老
	2	特別養護老人ホーム ひまわり園	和気郡和気町佐伯158	0869-88-9088		老
	3	特別養護老人ホーム 和気えんじゅの里	和気郡和気町衣笠834番地1	0869-92-0018		老
	4	障害者支援施設しずたに	和気郡和気町日笠下1613番地5	0869-92-1155		障
	5	閑谷福祉会地域ホーム	和気郡和気町日笠下513番地1	0869-92-5575		障
	6	グループホームもみじの里	和気郡和気町日笠下631番地	0869-92-9180		障
	7	障害者支援施設ぼれぼれ	和気郡和気町小坂1273番地7	0869-88-9777		障
	8	藤工房 生活介護棟	和気郡和気町藤野1025番地2	0689-93-3898		障
	9	グループホーム わけホーム	和気郡和気町和気430番地2	0869-93-3898		障
早島町	1	特別養護老人ホーム 白亜館	都窪郡早島町早島4962-11	086-480-1212	総務課 (086-482-0611)	老
里庄町	1	里庄町介護老人保健施設 里見川荘	浅口郡里庄町里見7350	0865-64-6111	総務課 (0865-64-3111)	老
	2	里庄町四つ葉の家	浅口郡里庄町里見2602-3	0865-64-1070		障
矢掛町	1	特別養護老人ホーム 矢掛荘	小田郡矢掛町南山田3044-12	0866-83-1200	福祉介護課 (0866-82-1026)	老
	2	介護老人保健施設 たかつま荘	小田郡矢掛町矢掛2695-2	0866-83-1500		保
	3	小規模多機能ホーム ぼちぼち	小田郡矢掛町小林27	0866-82-2277		老
	4	グループホーム本陣	小田郡矢掛町矢掛2557	0866-82-5010		老
	5	介護老人保健施設 リハヴィラ ボルソ矢掛	小田郡矢掛町横谷1497	0866-84-1200		老

岡山県内の福祉避難所の指定状況（令和3(2021)年4月1日現在）

市町村	No.	施設名	所在地	電話番号	市町村担当部署	種別
新庄村	1	ふれあいセンター	岡山県真庭郡新庄村1998-1	0867-56-2001	総務企画課 (0867-56-2626)	公
鏡野町	1	養護老人ホーム かがみの園	吉田郡鏡野町古川475-1	0868-54-0235	くらし安全課 (0868-54-2621)	老
	2	特別養護老人ホーム いずみ山荘	吉田郡鏡野町公保田73-2	0868-54-1212		老
	3	老人保健施設 虹	吉田郡鏡野町古川1406	0868-54-3250		保
	4	住宅型有料老人ホーム ア・パレット	吉田郡鏡野町吉原336	0868-54-0312		老
勝央町	1	特別養護老人ホーム あかり	勝田郡勝央町小矢田653-1	0868-38-1288	健康福祉部 (0868-38-7102)	老
	2	特別養護老人ホーム 南光荘	勝田郡勝央町美野1877	0868-38-2171		老
奈義町	1	特別養護老人ホーム なぎみ苑	勝田郡奈義町広岡30番地	0868-36-5711	総務課 (0868-36-4111)	老
西栗倉村	1	いきいきふれあいセンター	英田郡西栗倉村大字影石7100	0868-79-7100	総務企画課 (0868-79-2111)	公
	2	西栗倉村高齢者生活福祉センター ゆうゆうハウス	英田郡西栗倉村大字影石95-1	0868-79-2861		公
	3	西栗倉小学校	英田郡西栗倉村大字長尾1555	0868-79-2021		学
久米南町	1	特別養護老人ホーム イーエスサウスヒルズ	久米郡久米南町下弓削647	086-728-3111	保健福祉課 (086-728-4411)	老
	2	特別養護老人ホーム 旭水荘	岡山市北区建部町福渡1005-1	086-722-2511		老
	3	グループホーム和楽の家	久米郡久米南町上神目436	086-722-5255		老
	4	特別養護老人ホーム 川柳の里三清荘	久米郡久米南町羽出木753-11	086-728-3700		老
美咲町	1	養護老人ホーム静香園	久米郡美咲町打穴下1766	0868-66-0012	くらし安全課 (0868-66-1112)	老
	2	美咲町中央ふれあいセンター	久米郡美咲町原田3108-10	0868-66-2940		老
	3	美咲町福祉の里 あさひが丘	久米郡美咲町東井和190	0867-27-2203		老
	4	柵原デイサービスセンター かしのき荘	久米郡美咲町吉ヶ原862-1	0868-62-0811		老
	5	特別養護老人ホーム組合 白寿荘 他	久米郡美咲町錦織2357-1	0868-66-2433		老・障
	6	地域密着型特別養護老人組合わかば 他	久米郡美咲町打穴下412-5	0868-66-2433		老・障
	7	特別養護老人ホーム組合吉井川荘	久米郡美咲町吉ヶ原838	0868-62-1277		老
	8	障がい者支援施設 さやかなる苑他	久米郡美咲町書副182-4	0868-64-7003		老・障
吉備中央町	1	吉備中央町社会福祉協議会 しらさぎ事業所	加賀郡吉備中央町竹荘541	0866-54-1818	総務課 (0866-54-1313)	老
	2	やすらぎ事業所	加賀郡吉備中央町円城540-4	0867-34-1522		老
	3	特別養護老人ホーム かもがわ荘	加賀郡吉備中央町上茂517-3	0867-34-0034		老
	4	小規模多機能型居宅介護事業所 さとの家かもがわ	加賀郡吉備中央町上茂517-3	0867-34-0071		老
	5	特別養護老人ホーム 吉備高原賀陽荘	加賀郡吉備中央町上竹753	0866-54-1290		老
	6	賀陽荘デイサービスセンター	加賀郡吉備中央町上竹753	0866-54-2220		老
	7	特別養護老人ホーム きびハイツ	加賀郡吉備中央町上野1883-5	0866-56-6677		老

岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員20人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿

(任期:R2.4.1～R4.3.31)

R3. 6. 28現在

	氏 名	職 名	職 名	備考
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師	
2	江田 純子	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 (公社) 岡山県看護協会 地域包括ケア推進室)	会長	
3	国富 泰二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	理事	会長
4	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長	
5	津島 ひろ江	関西福祉大学	名誉教授	副会長
6	土肥 範勝	(一社) 岡山県歯科医師会	理事	R3. 6. 28～
7	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会	会長	
8	平松 裕史	特別支援学校校長会(岡山県立早島支援学校校長)	担当役員	
9	宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	
10	村下 志保子	(福) 旭川荘 旭川児童院 地域療育センター	所長	
11	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	副会長	
12	横山 裕司	岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長	
13	鷲尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	准教授	
14	中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課	課長	
15	森 隆之	岡山県保健福祉部医療推進課	課長	R3. 4. 1～
16	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課	課長	
17	松本 茂樹	岡山県保健福祉部医薬安全課	課長	
18	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課	課長	R3. 4. 1～
19	小寺 恵子	岡山県保健福祉部障害福祉課	課長	R3. 4. 1～

※委員：五十音順（県職員以外）

令和2年度第2回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要（要旨）

- 1 日 時 令和3年3月19日（金）
- 2 場 所 ピュアリティまきび2階「千鳥」
- 3 時 間 15:00～17:00
- 4 参加者 委員19名中14名出席、オブザーバーとして5市の担当者が出席
※欠席5名：宮木委員、横山委員、中村委員（特別支援教育課）、
國富委員（健康推進課）、桑原委員（子ども未来課）
※代理出席3名：特別支援教育課：本井総括副参事、健康推進課：平田総括参事
子ども未来課：渡辺総括参事
※オブザーバー：岡山市・堤課長補佐、倉敷市・草原主任、
津山市・竹内主任保健師、新見市・吉田臨床心理士兼主事、
備前市・楨野係長

5 協議・報告

●県及び各市における医療的ケア児等支援の取組について

①コーディネーターについて

- ・（委員）市町村を越えたアドバイザーやコーディネーターなどを県として配置する必要があるのではないか。「協議の場」でも役立つと思う。
- ・（市）県で体制ができて連携がとれたらと思う。
- ・（市）まわりの状況を知っているコーディネーターがいてくれると助かる。
- ・（市）事例のあるところの情報をいただきたい。
- ・（県）県全体をカバーできるアドバイザーのような人について配置を検討したい。

②協議の場について

- ・（県）協議の場ができていないのは、どのようなところがネックになっているのか。
- ・（市）医療関係の人というところで、どのような人と呼んでいいのか苦心している。
- ・（県）協議の場が前に行かないのは何が原因か。
- ・（市）誰が対象者かもわからない状態で、専門家に入ってもらっても深い話までにならない。
- ・（県）県としては協議の場の働きかけをしてきたが、協議の場ができていないところがある。どのような悩みを抱えているのか、地域により様々な事情の違いもあると思うので、それぞれの状態に合わせて支援していきたい。
- ・（委員）各市町村よって事情も違うが、協議の場で具体的に何を協議していくのかを示してはどうか。いずれにしても医療的ケアに携わる現場の人が入らないと話ができないと思う。
- ・（県）協議の場ができていないところは働きかけをしていき、協議の場ができたところには、話しあうテーマの例などについて提示をしていきたい。

③レスパイトについて

- ・（委員）保護者がコロナになったときに、子どものショートステイがどうなるのかという心配事がある。
- ・（委員）家族がコロナでなくても、感染予防の条件を満たさなければ、短期入所を断るケースもある。1回目の緊急事態宣言中は受け付けていなかったが、少しずつ条件付きで再開している。

- ・(委員) コロナの陽性での入院は、小児科はしっかり受入をしている。入院が必要な方は、困ることにはならない。濃厚接触者については、県のサポートをいただきながら検討していくことにしている。
- ・(県) 陽性者については医療で対応する。濃厚接触者については詰められていない。その人に一番よい形で提供できるよう、協力しながらやっていきたい。
- ・(委員) 陰圧室の量も限られているので、陰圧テントの利用についても検討していただければと思う。
- ・(委員) 岡山市は在宅レスパイトの研究をしているそうだが、可能であれば、レスパイトをする施設に訪問看護が行けるような形を考えてはいかがか。
- ・(委員) 医療保険による訪問看護は90分までで、30分追加が可能となる場合もあるが、高山市のような訪問看護の長時間訪問のしくみが必要だと思う。
- ・(委員) 各市の協議の場にも訪問看護の方にも声をかけてもらえたらと思う。
- ・(県) 市町村によって事情が違うので、地域ごとにその状況を踏まえて一緒に話をしていくのが大切。

④その他

- ・(委員) 看護協会では、県の委託事業で岡山県看護職員出向・交流研修事業を実施し、小児訪問看護に関する病院と在宅の交流もある。
- ・(委員) 歯科医師会として健康推進課の委託事業を受けている。摂食研修事業で、3年前から取り組んでいる。要望があれば、歯科医師会まで連絡をください。
- ・(委員) 災害時に支援が必要な方と連携をとって、災害時に犠牲者が出ないように検討してほしい。

—以上—

